

四国森林管理局団体交渉(全国林野関連労働組合)  
議 事 要 旨

- 日 時 平成22年5月27日(木) 13:15～17:00  
○場 所 四国森林管理局2階会議室  
○出席者 【四国森林管理局(当局)】 10名  
          【林野労組(組合)】 10名

1 2010業務計画に係わる労働条件問題について

組合) 危険木の処理に関しては、迅速な対応が必要であるが、請負契約で実施する場合は、迅速な対応となっていないことから、臨時雇用による対応等について検討することを要求する。

当局) 危険木の処理に関して迅速な対応が図れるよう手法等について検討したい。

2 要員関係について

組合) 新規採用については、110名で推移しているが、四国局の将来要員規模確保のために、林野庁へ新規採用枠の増について要望し、新規採用の確保が出来るよう要求する。

また、現場業務の円滑な実施のためには、基幹作業職員は必要であり、「森林・林業再生プラン」においても、国有林は民有林をリードする立場として位置付けが示されており、基幹作業職員の位置付けは重要である。今後退職者が増加することから円滑な業務運営を図る観点等から基幹作業職員の新規採用を要求する。

当局) 新規採用については、これまでも機会を捉えて採用確保に向けた取り組みを行ってきたところである。定員内と基幹作業職員の新規採用者の確保については改めて上申する考えである。

3 労働条件関係について

組合) 職員の業務において超過勤務での対応が増加していることから、具体的対応策を示すこと。

特に土木担当の業務量が多く、超過勤務での対応は労働加重となっている。超過勤務縮減に関する基本認識を踏まえて、担当職員の負担軽減策等を早急に検討し対応策等を講じるよう要求する。

当局) 超過勤務の縮減については、業務は所定の勤務時間内に終了することを原則として、業務内容を踏まえた優先順位、作業の段取り等を通じた事務の平準化に努めることを基本に取り組んでいるところである。

しかし、土木係の実態を見たときに、早急な対応が必要と考えており、早急に検討し対応策を示すこととしたい。

#### 4 安全衛生関係について

組合) 当局管内で先日発生した保育間伐作業中の災害については、一步間違えれば重大災害に繋がりがねない災害であり、過去の災害の教訓が活かされていない。当局として速やかな労働安全対策の対応を行い、類似災害の未然防止に万全を期すこと。

当局) 今回の災害発生を踏まえ類似災害の未然防止を図るため、また、人命尊重を基本理念として、安全管理体制及び危機管理体制の整備強化に努めるとともに、局署等が認識を一つにして取り組む考えである。

#### 5 その他

組合) 新賃金要求書を提出しているが、未だに回答がない。早急に回答を示すこと。  
また、夏期手当についても、要求書を提出しているところであり、早急に回答すること。

当局) 賃金・手当等及び夏期手当については、重要な労働条件であるとの基本的な認識に立ち対応して参る考えであり、要求等については引続き上申する考えである。